

## 松江市ものづくり関心向上啓発活動支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市の交付する松江市ものづくり関心向上啓発活動支援事業補助金については、松江市補助金等交付規則（平成17年松江市規則第48号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項に規定する中小企業者のうち、次のいずれかに該当するものをいう。
  - ア 市内に本社を有するもの
  - イ 市内に製造拠点を有するもの
- (2) 製造業 日本産業標準分類（令和5年総務省告示第256号）に定める大分類に掲げる産業のうち、製造業に属するものをいう。
- (3) 企業グループ 製造業を主たる事業として営む中小企業者が幹事となり、かつ、複数の中小企業者で構成するグループ（当該中小企業者の会費を主たる財源にしているグループに限る。）をいう。
- (4) 協同組合等 中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項第4号に規定する団体をいう。

### (補助の対象等)

第3条 補助金の名称、補助金交付の目的、交付の対象である事業の内容、補助対象経費、交付の率又は金額、補助事業者の範囲及び終期は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

補助金の名称	松江市ものづくり関心向上啓発活動支援事業補助金
補助金交付の目的	中小企業者、企業グループ又は協同組合等が主体となって実施するオープンファクトリーやものづくり体験イベント等の実施に必要な経費の一部を補助することにより、学生を中心としたものづくりへの関心向上啓発及び中小企業者の人材育成・確保、更には地域間の連携や活性化に寄与することを目的とする。

交付の対象 である事業の 内容	中小企業者、企業グループ又は協同組合等が主体となって市内で実施する、オープンファクトリーやものづくり体験イベント等のものづくりへの関心向上に資する取組とする。ただし、この補助金と同様の趣旨の他の補助金の交付を受けている場合又は公的機関による金銭的支援を受けている場合を除く。
補助対象経費	別表に掲げる経費とする。ただし、消費税及び地方消費税の額を除く。
交付の率又は 金額	補助対象経費の3分の2の額（1,000円未満切捨て）とし、20万円を上限とする。
補助事業者の 範囲	次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 個社の場合 製造業を主たる事業として営む中小企業者であって、市税を滞納していないもの。 (2) 企業グループの場合 構成員の2分の1以上が製造業を主たる事業として営む中小企業者であり、かつ、構成員の中小企業者が市税を滞納していないこと。 (3) 協同組合等の場合 当該組合員（中小企業者）の2分の1以上が製造業を主たる事業として営む協同組合等であり、かつ、当該協同組合等が市税を滞納していないこと。
終期	令和9年3月31日

（交付の申請）

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、松江市ものづくり関心向上啓発活動支援事業補助金交付申請書（別記様式）を次に掲げる類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 企業グループの概要が分かるもの（申請者が企業グループの場合）
- (2) 幹事選定報告書（申請者が企業グループの場合）
- (3) 定款又はこれに準ずる規約、会則等（申請者が企業グループ又は協同組合等の場合）
- (4) 補助事業の概要補足資料
- (5) 直近2期分の決算書の写し（申請者が個社又は協同組合等の場合）

（市税納付状況の確認）

第4条の2 市長は、補助事業者の市税納付状況について、滞納がないか確認するものとし、確認を行う日は、市長が別で定める日とする。

(実績報告)

第5条 規則第12条第1項第3号に規定する補助事業等実績報告書に添付する市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業報告書
- (2) 補助事業の実施が確認できる資料
- (3) 補助対象経費に係る請求書の写し
- (4) 領収書等補助対象経費の支払いが分かるもの

(補助金の返還)

第6条 補助金の交付を受けた補助事業者は、補助事業完了後5年未満で事業所を市外に移転し、又は廃業する場合には、市長にその旨を報告するとともに、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の補助金を返還しなければならない。ただし、市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 事業所を市外に移転する場合 全額
- (2) 廃業する場合 全額又は一部

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

経費区分	内 容
機械装置等購入費	補助事業の実施に直接使用する機械装置、備品等（汎用性のあるものを除く。）の購入及び設置に要する経費
原材料・副資材費	補助事業の実施に直接使用し、消費される原料、材料及び副資材費の購入に要する経費
広告宣伝費	のぼり・看板・チラシ・パンフレット等作成費、新聞折り込み等経費、補助事業の実施に必要なPR動画作成費等
使用料	会場使用料、機材・備品レンタル料等
謝金・委託費	講師等への謝金・出演料、運営・会場設営委託費等
その他経費	その他市長が特に必要と認める経費

別記様式（第4条関係）

松江市ものづくり関心向上啓発活動支援事業補助金交付申請書

年 月 日

（あて先）松江市長

住 所

申請者 氏名又は団体名  
及び代表者氏名

松江市補助金等交付規則第4条の規定により、下記のとおり申請します。また、以下について誓約します。

- 1 補助事業等に暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を関与させないこと。
- 2 松江市税に滞納がなく、当該市税の納付状況の確認を行うことに同意すること。

記

補 助 年 度	補助金等の名称
補 助 事 業 等 の 名 称	
補助事業等の目的及び内容	
補 助 事 業 等 の 効 果	
補助事業等の経費所要額 （ 補 助 対 象 経 費 ）	円
補助事業等の交付申請額	円
補助事業等の施行場所	
補助事業等の着手年月日 及び完了年月日（予定）	着手 完了
添 付 書 類	